

議案第29号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀 光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

議案第29号	代官用場	倉 庫	（りくせつ部1）	代官用場	倉 庫
	（代官用場）	倉 庫	（りくせつ部1）	代官用場	倉 庫
<p>議案第29号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について</p> <p>次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>平成16年3月12日 三朝町長 吉田 秀 光</p> <p>平成16年3月25日 原案可決 三朝町議会議長 藤 井 享</p>			<p>議案第29号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について</p> <p>次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>平成16年3月12日 三朝町長 吉田 秀 光</p> <p>平成16年3月25日 原案可決 三朝町議会議長 藤 井 享</p>		

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
 (三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後				改正前		
第1条～第4条 略				第1条～第4条 略		
(使用料)				(使用料)		
第5条 体育施設の使用料(町営三朝球場及び町営美の田テニ ス場の照明使用料を除く。)は、 <u>別表第1に定めるところに よる。</u>				第5条 体育施設の使用料(町営三朝球場及び町営美の田テニ ス場の照明使用料を除く。)は、 <u>次の各号に定めるところに よる。</u>		
				(1) <u>町内者のみの使用は、無料とする。</u>		
				(2) <u>町外者のみの使用については、別表第1に定めるところ により、使用料を徴収する。</u>		
				(3) <u>前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定 する使用料の2分の1の額を徴収する。</u>		
2 略				2 略		
(照明使用料)				(照明使用料)		
第6条 町営三朝球場及び町営美の田テニス場の照明使用料に ついては、別表第2の照明使用料を徴収するものとする。				第6条 町営三朝球場及び町営美の田テニス場の照明使用料に ついては、別表第2の照明使用料を徴収するものとする。		
第7条以下 略				第7条以下 略		
別表第1(第5条関係) 使用料				別表第1(第5条関係) 使用料		
施設名	使用区分	使用料(1時間当たり)		施設名	使用区分	使用料(1時間当り)
		町内者	町外者			

町営三朝球場	昼間	600円	1,600円
	夜間	600円	2,400円
町営美の田テニス場	昼間	1面 300円	600円
	夜間	1面 300円	900円
町営三朝テニス場	昼間	1面 100円	600円
町営三朝陸上競技場	昼間	全面 300円	全面 1,600円
		半面 150円	半面 800円
	夜間	550円	2,400円
竹田地区町民体育館		250円	1,100円
町営武道館		100円	200円
町営ゲートボール場 グラウンドゴルフ場		1面 100円	1面 200円

- 備考 1 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
3 使用者の半数未満が町外者の場合は、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は、町外者の使用料を徴収する。
4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

町営三朝球場	夜間		2,400円
町営美の田テニス場	昼間	1面	600円
	夜間	1面	900円
町営三朝テニス場	昼間	1面	600円
町営三朝陸上競技場	昼間	全面	1,600円
		半面	800円
	夜間		2,400円
竹田地区町民体育館			1,100円

- 備考 1 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

別表第2 (第6条関係)
照明使用料

施設名	使用区分	使用料 (30分当たり)
町営三朝球場	町内者	2,500円
	町外者	5,000円
町営美の田テニ ス場	町内者	2面当たり 450円
	町外者	2面当たり 900円

備考 1 町内者と町外者の混同した使用については、町外者の使用とみなす。
2 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

別表第2 (第6条関係)
照明使用料

施設名	使用区分	使用料 (30分当たり)
町営三朝球場	町内者	2,100円
	町外者	4,200円
町営美の田テニ ス場	町内者	2面当たり 350円
	町外者	2面当たり 700円

備考 1 町内者と町外者の混同した使用については、町外者の使用とみなす。
2 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

(三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第2条 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (使用料) 第4条 健康増進施設の使用料は、 <u>別表に定めるところによる。</u>	第1条～第3条 略 (使用料) 第4条 健康増進施設の使用料は、 <u>次の各号に定めるところによる。</u> (1) 町内者のみの使用は、 <u>無料とする。</u> (2) 町外者のみの使用については、 <u>別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</u>

第5条以下 略

別表（第4条関係）

使用区分		使用料（1時間当たり）	
		町内者	町外者
昼間	全面	300円	2,200円
	半面	150円	1,100円
夜間		550円	2,500円

- 備考
- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
 - 2 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
 - 3 使用者の半数未満が町外者の場合は、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は、町外者の使用料を徴収する。
 - 4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分の1の額を徴収する。

第5条以下 略

別表（第4条関係）

使用区分	使用料（1時間当たり）
全面	2,200円
半面	1,100円

- 備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

（小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部

分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前			
第1条～第4条 略					第1条～第4条 略			
(使用料)					(使用料)			
第5条 研修会施設の使用料は、別表に定めるところによる。					第5条 研修会施設の使用料は、次の各号に定めるところによる。			
					(1) 町内者のみの使用（営利を伴う使用及び町長が別に定める使用（以下「目的外使用」という。）を除く。）は、無料とする。			
					(2) 町外者のみの使用及び目的外使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。			
					(3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分の1の額を徴収する。			
2 略					2 略			
3 略					3 略			
4 使用料については、町長が住民福祉の向上を図る上で特に必要と認めるときは、減免することができる。								
第6条以下 略					第6条以下 略			
別表第1（第5条関係）					別表第1（第5条関係）			
小鹿地区多目的研修会施設使用料					小鹿地区多目的研修会施設使用料			
室名	使用料（1時間当たり）				室名	使用料（1時間当たり）	冷暖房料	特別料金
	町内者	町外者	冷暖房料	特別料金				
会議室	200円	800円	使用料の50%	使用料の80%	会議室	800円	使用料の50%	使用料の80%
ふるさと大ホール	250円	1,100円		使用料の80%	ふるさと大ホール	1,100円		使用料の80%

施設名	区分	使用料
豆腐加工施設	1工程（1箱当たり）	250円

備考

- 1 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 使用者の半数未満が町外者の場合は、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は、町外者の使用料を徴収する。
- 4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

備考

- 1 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

（三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 研修会施設の使用料は、<u>別表に定めるところによる。</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 研修会施設の使用料は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(I) 町内者のみの使用（営利を伴う使用及び町長が別に定める使用（以下「目的外使用」という。）を除く。）は、無料とする。</u></p>

- 2 略
 3 略
 4 使用料については、町長が住民福祉の向上を図る上で特に必要と認めるときは、減免することができる。

第6条以下 略

別表（第5条関係）

三徳地区多目的研修会施設使用料

室名	使用料（1時間当たり）			
	町内者	町外者	冷暖房料	特別料金
会議室	200円	800円	使用料の50%	使用料の80%
大ホール	250円	1,100円		使用料の80%

施設名	区分	使用料
味噌加工施設	1工程（15kg当たり）	770円
洗濯施設	毛布1枚当たり	100円

備考

- 1 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。
 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

(2) 町外者のみの使用及び目的外使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分の1の額を徴収する。

- 2 略
 3 略

第6条以下 略

別表（第5条関係）

三徳地区多目的研修会施設使用料

室名	使用料（1時間当たり）	冷暖房料	特別料金
会議室	800円	使用料の50%	使用料の80%
大ホール	1,100円		使用料の80%

施設名	区分	使用料
味噌加工施設	1工程（15kg当たり）	770円
洗濯施設	毛布1枚当たり	100円

備考

- 1 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。
 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

- 3 使用者の半数未満が町外者の場合は、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は、町外者の使用料を徴収する。
- 4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

(三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第5条 三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成4年三朝町条例第13号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後		改正前																
別表(第4条関係) 1 町内に住所を有しない者の部屋使用料 略 2 入浴施設使用料		別表(第4条関係) 1 町内に住所を有しない者の部屋使用料 略 2 入浴施設使用料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町内に住所を有する者</td> <td>75歳以上の者、心身障害者及び小人 無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者 1人1回につき 300円</td> </tr> <tr> <td>町内に住所を有しない者</td> <td>1人1回につき 500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	町内に住所を有する者	75歳以上の者、心身障害者及び小人 無料	上記以外の者 1人1回につき 300円	町内に住所を有しない者	1人1回につき 500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町内に住所を有する者</td> <td>60歳以上の者、心身障害者及び小人 無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者 1人1回につき 200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内に住所を有しない者</td> <td>大人 1人1回につき 500円</td> </tr> <tr> <td>小人 1人1回につき 250円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	町内に住所を有する者	60歳以上の者、心身障害者及び小人 無料	上記以外の者 1人1回につき 200円	町内に住所を有しない者	大人 1人1回につき 500円	小人 1人1回につき 250円
区分	料金																	
町内に住所を有する者	75歳以上の者、心身障害者及び小人 無料																	
	上記以外の者 1人1回につき 300円																	
町内に住所を有しない者	1人1回につき 500円																	
区分	料金																	
町内に住所を有する者	60歳以上の者、心身障害者及び小人 無料																	
	上記以外の者 1人1回につき 200円																	
町内に住所を有しない者	大人 1人1回につき 500円																	
	小人 1人1回につき 250円																	
備考 1 心身障害者とは、福祉関係法令に定める各種手帳の所持者をいう。 2 小人とは、小学生をいう。 3 入浴施設使用料は、乳幼児及び部屋の使用料を支払った者か		備考 1 心身障害者とは、福祉関係法令に定める各種手帳の所持者をいう。 2 小人とは、小・中学生をいう。 3 入浴施設使用料は、乳幼児及び部屋の使用料を支払った者から																

らは徴収しない。

附 則
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

全区	全株	
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以下のもの	全株
	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以上のもの	全株
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以下のもの	3葉以上につき1円100円
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以上のもの	3葉以上につき1円100円

1 本条例の施行期日は、平成16年4月1日から施行する。

は徴収しない。

は徴収しない。

全区	全株	
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以下のもの	全株
	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以上のもの	全株
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以下のもの	3葉以上につき1円100円
区内に所在するもの	心、葉の上の葉の長、幅とも20cm以上のもの	3葉以上につき1円100円

1 本条例の施行期日は、平成16年4月1日から施行する。

（注）本条例は、平成16年4月1日から施行する。この日から施行するまでの間は、平成15年4月1日から施行するまでの間と同様に適用する。本条例は、平成16年4月1日から施行する。この日から施行するまでの間は、平成15年4月1日から施行するまでの間と同様に適用する。本条例は、平成16年4月1日から施行する。この日から施行するまでの間は、平成15年4月1日から施行するまでの間と同様に適用する。

- 4 本条例の施行期日は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 本条例の施行期日は、平成16年4月1日から施行する。